

# 円山動物園寒帯館アムールトラ放飼場修繕業務 仕様書

## 1 目的

本業務は、寒帯館アムールトラ放飼場の修繕を行い、今後導入予定のアムールトラの適切な飼育環境を確保することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 円山動物園寒帯館アムールトラ屋内放飼場及び屋外放飼場において、劣化している塗装や外壁の修繕及び逸走防止対策を施すものである。
- (2) 本業務の実施に当たり、園内動物の状態や天候による作業中断、動物の入院・妊娠・出産に伴う緊急の作業中断にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当っては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて業務主任の指示による。

## 3 業務実施期間

契約書に示す日から令和4年9月16日まで

## 4 業務対象施設

札幌市円山動物園（札幌市中央区宮ヶ丘3番地1）  
寒帯館

## 5 業務内容（詳細は別紙参考図面参照）

- (1) 屋外放飼場モルタル修繕  
屋外放飼場外壁の剥離している擬岩モルタルについて、これを撤去し、モルタル、シーリングを新設する。
- (2) 屋内放飼場塗装修繕  
屋内放飼場の塗膜剥離部分について、周囲の塗膜除去の後、塗装を行う。
- (3) 屋上手摺修繕  
動物逸走防止対策として、屋上手摺の放飼場側にポリカーボネート板

を新設する。

(4) 屋外放飼場フェンス檻修繕

動物逸走防止対策として、屋外メイン放飼場と屋外サブ放飼場を隔ているフェンス檻の一部に、アクリル板を設置する。

## 6 共通事項

- (1) 施設内の立入作業には、動物の状態により作業時期に注意点・制約が必要となることから、作業計画を業務主任と綿密に協議すること。
- (2) 塗装する場合については、塗装色は委託者の指定色とする。
- (3) 引き渡された業務目的物が、種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、速やかに無償で修理に応じること。
- (4) 獣舎内の往来については、業務主任の指示に従うこと。
- (5) 本業務に伴って発生した処分材については、業務主任と協議の上、園内の指定する場所まで小運搬することができる。
- (6) その他詳細は業務主任の指示による。

## 7 業務実施における一般事項

- (1) 作業員は腕章等を着用し、本業務の作業員であることが判別できるようにすること。
- (2) 円山動物園敷地内すべて全面禁煙である。
- (3) 盗難、火災等の発生に注意すること。  
なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。
- (4) 拾得物は、ただちに委託者に届け出ること。
- (5) 受託者の負担の範囲
  - ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
  - イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (6) 安全の確保について

作業の実施にあたっては、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

(7) 作業実施について

作業実施に伴う騒音や振動等により、動物や来園者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また、動物の入院・出産等により一時的に作業を中断する場合もある。

(8) 車両の入構について

園内に作業車両が入構する場合は、予め委託者の許可を得、運転者及び運転者連絡先を車両に分かるように表示すること。また、車両の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、事前に委託者と十分協議を行うこと。

(9) 備品等の破損事故

業務の実施にあたり、備品、設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。

(10) 作業報告

工程の進捗報告、疑義の解消、情報共有を行うための打合せを適宜行うこと。

(11) 感染症予防対策

新型コロナウイルス等の各種感染症予防対策を徹底すること。

また、受託者及びその関係者に感染が疑われる場合は、ただちに委託者へ報告し、指示を仰ぐこと。

## 8 環境負荷低減事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

(1) 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) 極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。

(3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

## 9 提出書類

(1) 契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

ア 業務責任者等指定通知書

イ 作業工程表

(2) 業務完了後、速やかに以下の書類、データを提出すること。

ア 完了届

イ 業務写真

ウ 施工図

エ その他、委託者の指示するもの

## 10 その他

本業務の実施に関する疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。また、技術的に必要と思われることはすべて行うこと。